

# 一般社団法人BIKE JAPAN定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人BIKE JAPANと称し、日本語表記では一般社団法人バイクジャパンおよび英語表記ではBIKE JAPAN ASSOCIATIONと表示する。

### (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

### (目的)

第3条 当法人は、自転車の活用により健康増進、環境への負荷の低減及び社会インフラの維持等、自転車が果たす社会的経済的効果を国内外に広く増進させることを目的とする。

### (事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 サイクルツーリズムの推進事業
- 2 サイクルスポーツの振興事業
- 3 1及び2の国際的なネットワーク創出に関する事業
- 4 安全な自転車利用環境創出に向けた都市環境の整備に関する事業
- 5 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

### (公告の方法)

第5条 当法人の公告は、官報に記載してする。

## 第2章 社員

### (法人の構成員)

第6条 当法人は、当法人の事業に賛同する個人または団体であって、次条の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第7条 当法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することが出来る。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 1) この定款その他の規則に違反したとき。
- 2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 社員は次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1) 退社したとき。
- 2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- 3) 除名されたとき。
- 4) 総社員が同意したとき。

### 第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 1) 社員の除名
- 2) 理事の選任又は解任
- 3) 理事の報酬等の額
- 4) 計算書類等の承認
- 5) 定款の変更

- 6) 解散及び残余財産の処分
- 7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後2カ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会として開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 1) 社員の除名
- 2) 定款の変更
- 3) 解散
- 4) その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第4章 役員

### (役員の配置)

第19条 当法人に、理事2名以上7名以内を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

### (役員の選任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

### (理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

### (役員の任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

### (役員の解任)

第23条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

## 第5章 基金

### (基金の拠出)

第24条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

### (基金の募集)

第25条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、代表理事が

決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第26条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、当法人は次条に定める基金の返還手続きにより、基金をその拠出者に返還できるものとする。

(基金の返還の手続き)

第27条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

## 第6章 計算

(事業年度)

第28条 当法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第29条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 1) 事業報告
- 2) 貸借対照表
- 3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第30条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第31条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。